

議案第40号

富士見市空家等対策協議会条例の制定について  
富士見市空家等対策協議会条例を別紙のとおり制定する。

平成29年5月30日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

富士見市空家等対策協議会の組織及び運営について定めるため、富士見市空家等対策協議会条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

# 富士見市空家等対策協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、富士見市空家等対策の推進に関する条例（平成29年条例第号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、富士見市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 条例第10条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 条例第2条第1号に規定する空家等に関する施策に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、市長及び委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、自治振興部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。
- 別表中73の項を74の項とし、32の項から72の項までを1項ずつ繰り下げ、31の項の次に次のように加える。

32	富士見市空家等対策協議会委員	学識経験	日額	8,000円
		委員	日額	3,000円